

令和2年度 第3回
長野市社会福祉審議会資料集

令和3年2月1日（月）

ふれあい福祉センター 5階 ホール

資料一覽

次第 1 ページ

委員名簿 2 ページ

資料 No 1 令和 3 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について
3 ページ

資料 No 2 第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画
（あんしんいきいきプラン 2 1）の策定について 5 ページ（別冊）

資料 No 3 第 2 次 長野市障害者基本計画・第 6 期 長野市障害福祉計画
・第 2 期 長野市障害児福祉計画の策定について 6 ページ（別冊）

資料 No 4 長野市放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の見直し
について 7 ページ

【参考資料】

参考資料 1 社会福祉法（抜粋） 11 ページ

参考資料 2 長野市社会福祉審議会条例 12 ページ

参考資料 3 長野市社会福祉審議会運営要領 16 ページ

参考資料 4 長野市職員名簿 17 ページ

令和2年度 第3回 長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和3年2月1日（月）

午後1時30分～午後3時15分

場所：ふれあい福祉センター 5階 ホール

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 答申事項

(ア) 令和3年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

（2福政第155号 令和2年6月2日諮問）

(イ) 第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画

（あんしんいきいきプラン21）の策定について

（2福政第155号 令和2年6月2日諮問）

(ウ) 第2次 長野市障害者基本計画・第6期 長野市障害福祉計画

・第2期 長野市障害児福祉計画の策定について

（元福政第858号 令和2年2月3日諮問）

(2) 経過報告

(ア) 長野市放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の見直しについて

（2福政第717号 令和3年1月19日諮問）

(3) その他

4 その他

5 閉会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

令和2年10月

選出区分	委員氏名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備考
市議会議員	市川 和彦	長野市議会議員	児童福祉	
	小泉 栄正	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	民生委員審査 専門分科会 会長
	東方 みゆき	長野市議会議員	障害者福祉	
	若林 祥	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
学識経験者	飯島 富士雄	更級医師会 会長	障害者福祉	
	青木 寛文	長野県弁護士会	地域福祉	
	小池 正志	長野県社会福祉士会 事務局長	老人福祉	
	小林 敏枝	松本大学 教授	障害者福祉	
	小林 久男	中条地区住民自治協議会	地域福祉	
	高野 哲浩	成年後見センター リーガルサポート長野	障害者福祉	
	武田 るい子	清泉女学院短期大学 教授	地域福祉	
	塚田 まゆり	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	水口 崇	信州大学 准教授	児童福祉	児童福祉 専門分科会 会長
	宮澤 政彦	長野市医師会 会長	老人福祉	
	山岸 明浩	信州大学 教授	老人福祉	老人福祉 専門分科会長
社会福祉 関係者	伊藤 篤志	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉 民生委員審査	地域福祉 専門分科会 会長
	岩下 秀雄	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
	小林 和夫	長野市身体障害者福祉協会 理事長	障害者福祉	
	近藤 定利	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	副委員長
	重野 美信	長野市放課後子どもプラン館長施設長会 会長	児童福祉	
	嶋田 直人	長野県高齢者福祉事業協会	地域福祉	
	高山 さや佳	長野市ボランティアセンター運営委員会 委員長	地域福祉	
	寺田 裕明	長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	委員長
	丸山 香里	長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
	峰川 暁見	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
	横地 克己	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	障害者福祉 専門分科会 会長
	和田 典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	

令和3年2月1日

長野市社会福祉審議会
委員長 寺田 裕明 様

児童福祉専門分科会
会長 水口 崇

令和3年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和2年6月2日付けで調査・審議を付託されましたこのことにつきまして、当分科会において慎重に調査・審議をした結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1 令和3年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和3年度の保育所等保育料については、国の動向等に大きな変化がないことから、現行の保育所等保育料を据え置きとします。

保育料基準額表は、別紙1のとおり

令和3年度保育料基準額表

単位:円

別紙1

表1 1号認定(幼稚園、認定こども園)

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

表2 ひどり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0

表3 2号・3号認定(保育園、認定こども園、地域型保育事業)

階層区分	定 義	保育料(月額)													
		3歳以上児			3歳未満児										
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降					
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0	0	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0	0	0
D3	76,000円以上 97,000円未満	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	0	0
D4	97,000円以上 123,000円未満	0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	0	0
D5	123,000円以上 148,000円未満	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	0	0
D6	148,000円以上 169,000円未満	0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	0	0
D7	169,000円以上 219,000円未満	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	0	0
D8	219,000円以上 265,000円未満	0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	0	0
D9	265,000円以上 301,000円未満	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	0	0
D10	301,000円以上 397,000円未満	0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	0	0
D11	397,000円以上	0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	0	0

表4 ひどり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定 義	保育料(月額)													
		3歳以上児			3歳未満児										
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降					
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0
D3Dの一部	76,000円以上 77,100円以下	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0

長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 対象 3歳未満児で、認定こども園、保育所、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
軽減額 ① 市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。
② 市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん：月額6,000円の軽減となります。
※入園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。
※市民税額77,100円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。
※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

令和3年2月1日

長野市社会福祉審議会

委員長 寺田裕明様

長野市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会

会長 山岸明浩

第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画の
策定について

令和2年6月2日付け2福政第155号で諮問のありました、このことについて、
当分科会において慎重に審議した結果、下記のとおり決定しましたので報告いた
します。

記

- 1 第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画の策定につい
ては、別冊のとおりです。

令和3年2月1日

長野市社会福祉審議会
委員長 寺田裕明 様

長野市社会福祉審議会
障害者福祉専門分科会
会長 横地克己

第2次障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について

令和2年2月3日付け元福政第858号で諮問のありました、このことについて、当分科会において慎重に審議した結果、下記のとおり決定しましたので報告いたします。

記

- 1 第2次障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定については、別冊のとおりです。



放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の見直しについて

1 放課後子ども総合プランとは

児童館、児童センターや小学校の空き教室等を活用し、留守家庭の児童などが放課後等に安全で安心して過ごせる居場所を確保するとともに、多様な体験・活動の場を提供することを目的に、平成20年度から実施

留守家庭の児童のほか、希望児童（理由にかかわらず、利用を希望する児童）を全ての学校区（54校区）で受け入れることを目標として取組みを継続

(1) 利用対象者 市内小学校の 1年生から6年生

(2) 実施施設数、登録児童の状況

	令和2年度	平成20年度
プラン実施校区	54校区	4校区
実施施設数	90施設	61施設
児童館・センター	39施設	42施設
子どもプラザ（小学校内）	49施設	4施設
児童クラブ	2施設	15施設
登録児童数（a）	8,718人	5,250人
小学校児童数（b）	19,162人	22,418人
登録率（a/b）	45.5%	23.4%

希望児童の受入状況（令和2年度）

留守家庭＋希望児童	40校区
留守家庭＋希望児童の一部	8校区
留守家庭のみ	6校区

※ 児童数は、いずれも5月1日現在

2 開館(実施)時間の延長拡大について

2

(1) 現在の実施状況

(全90施設)

	開始時間			終了時間		
	7:30	8:00	8:30	18:00	18:30	19:00
登校日	—	—	—	9施設	77施設	4施設
学校休業日	3施設	85施設	2施設	9施設	77施設	4施設

- 開館(実施)時間平成24年度から開館時間の前倒しや閉館時間の延長を実施
- 登校日の18:00以降、学校休業日の8:30以前及び18:00以降、施設ごとに1時間の範囲内で実施時間を設定
- 30分延長施設が大半(夕方19時まで開館している施設は、4施設のみ)
- 延長時間利用登録児童の割合は年々増加傾向 (H24年度 14.2% → R2年度 40.2%)
- 一方、市内保育所の時間外保育や幼稚園の時間外預かりは夕方19時までが主流(市内保育所 72施設中 45施設(62.5%))
- 保育所で時間外保育等を利用していた保護者からは、保育所等と同様に放課後子ども総合プラン事業でも19時まで延長利用の要望

市の基本的な取組み方針

放課後子ども総合プランについては、地域の実情や保護者の意向を踏まえて、実施時間の延長に努める。(第二期(R2～6年度)長野市子ども・子育て支援事業計画)

2 1時間延長する施設の拡大に当たっての課題と対応

【課題①】 担い手の確保

- 現在も延長時間帯の職員確保さえ厳しい状況の中で、各施設で延長時間の拡大に対応できるよう体制づくりが必要

一部施設での1時間延長の「試行」

令和3年4月から実施
試行の中で、職員配置など課題解決に向けた検討を促進

【課題②】 利用料金の設定方法

- 現在の利用料の設定(条例)では、施設ごと一律に延長時間を定める仕組み
- 30分延長施設を1時間延長施設に変更した場合、30分のみ利用したい希望者も一律に料金が引き上がり、負担が増加

延長利用料の見直し
(条例改正)

(現行) 30分延長施設 350円/月
1時間延長施設 700円/月

「行政サービスの利用者の負担に関する基準」

1人30分当たりコスト 2,112円/月
(令和元年度決算ベース)

児童館利用者負担割合 50%
1人30分当たり 1,056円/月

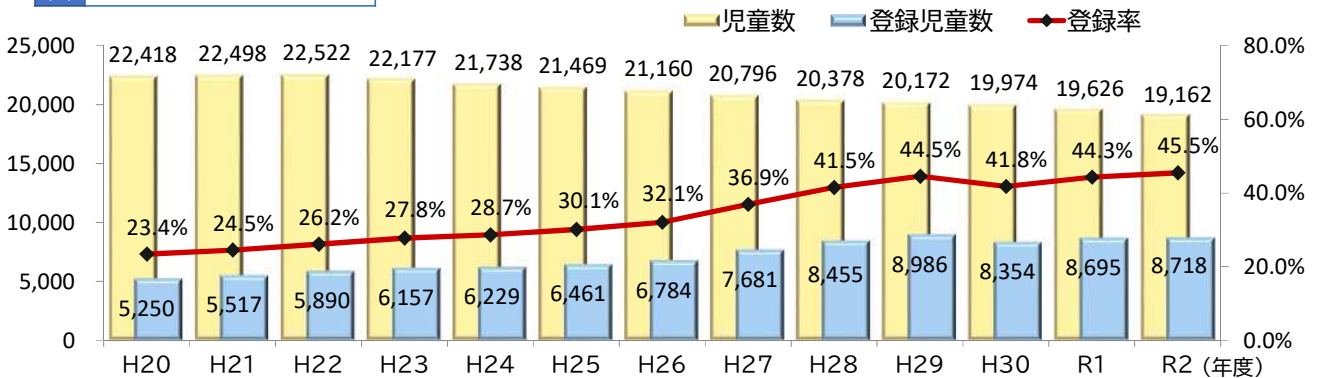
【課題③】 運営コストの増加

- 利用者へのアンケートでは、希望者が6%程度と通常時間帯より利用が少ないと見込み
- 職員配置基準に沿った体制を確保する必要があることから、児童1人当たりのコストがさらに高くなる可能性

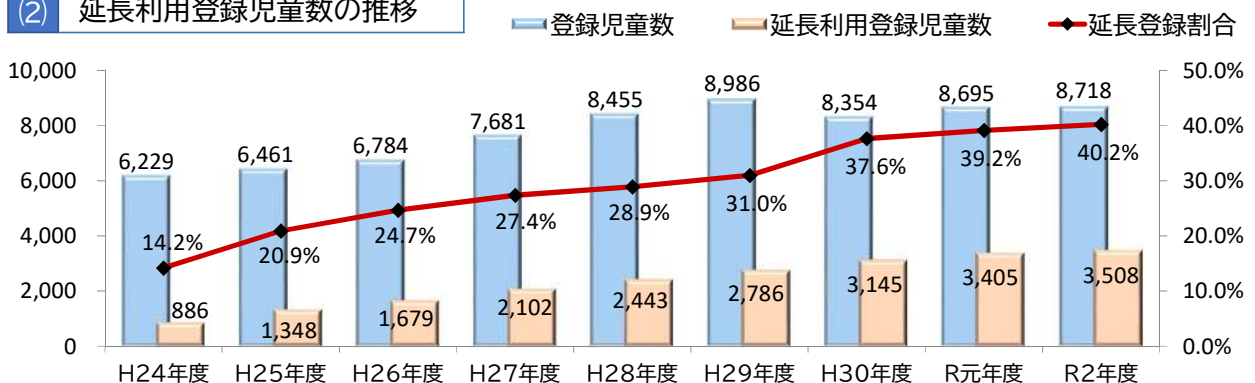
施設ごと一律での利用料の設定や金額の見直しについて、長野市社会福祉審議会に諮問

3 放課後子ども総合プラン事業の実施状況等

(1) 登録児童数の推移



(2) 延長利用登録児童数の推移



(3) 施設別開館時間の状況

	施設数	延長利用登録児童数		
		H30年度	R元年度	R2年度
○1時間延長施設	4施設	163人	157人	168人
【登校日の夕方及び休業日の朝・夕1時間延長】 南部児童センター、南部子どもプラザ、大橋児童クラブ [大岡子どもプラザ(R元年度まで)]	(3施設)	(146人) [1人]	(143人) [1人]	(151人)
【登校日の夕方及び休業日の夕方1時間延長】 稲田児童クラブ	(1施設)	(16人)	(13人)	(17人)
○30分延長施設	84施設	2,982人	3,248人	3,340人
【登校日の夕方及び休業日の朝・夕30分延長】	(77施設)	(2,881人)	(3,122人)	(3,218人)
【学校休業日の朝のみ30分延長】 松代花の丸児童センター、松代花の丸子どもプラザ、 豊栄児童館、青木島児童センター、青木島子どもプラザ、 七二会子どもプラザ、鬼無里子どもプラザ	(7施設)	(101人)	(126人)	(122人)
○通常開館施設	2施設	0人	0人	0人
芋井児童センター、大岡子どもプラザ(R2年度～)				
	延長利用登録児童数④ 計	3,145人	3,405人	3,508人
	登録児童数⑤ 計	8,354人	8,695人	8,718人
	延長利用率(④/⑤)	37.6%	39.2%	40.2%

(4) 減免の適用状況(各年5月1日時点)

減免項目	減免理由	減免割合	利用料(円)	人数			
				R元年度①	R2年度②	②-①	
減免なし		-	2,000	6,267人	6,277人	10人	
減免適用	経済的事情	生活保護受給世帯	10/10	0	17人	9人	△8人
		市町村民税非課税世帯	1/2	1,000	162人	156人	△6人
		児童扶養手当受給世帯	1/2	1,000	321人	302人	△19人
		就学援助認定世帯	1/2	1,000	194人	223人	29人
		経済的事情 小計			694人	690人	△4人
	地域性	遠距離通学児童	2/5	1,200	89人	81人	△8人
	多子利用	多子2人目	1/2	1,000	1,359人	1,387人	28人
		多子3人目以降	10/10	0	95人	72人	△23人
		多子利用 小計			1,454人	1,459人	5人
	減免項目の組合せ ^(※)				191人	211人	20人
減免適用 合計				2,428人	2,441人	13人	
合計				8,695人	8,718人	23人	

(※) 減免項目の組合せは、複数の減免項目に該当する場合で、減免割合を乗じて算出するもの

例) 経済的事情及び多子2人目に該当する場合 1人目1,000円 2人目500円 世帯計1,500円

延長時間に係るコストと利用者負担の基準

○ 延長時間に係るコスト（令和元年度決算ベース）

延長時間に係る事業費

総事業費 973,415,821円 (a)
 総開館時間 1,570時間 (b)
 延長開館時間 145.6時間 (c)
 総事業費 a ÷ 総開館時間 b × 延長開館時間 c
 = 90,296,473円

延長利用者一人当たり月額コスト（30分延長あたり）

30分延長登録児童数 3,248人
 1時間延長登録児童数 157人
 30分単位の換算した場合の人数
 $3,248人 + (157人 \times 2 (30分 \times 2回分)) = 3,562人$
 1人30分当たりの月額コスト
 $90,296,473円 \div 3,562人 \div 12月 = 2,112円$

「行政サービスの利用者の負担に関する基準」

○ 児童館利用者負担割合 50%

利用者負担額（コストベース）

30分利用 $2,112円 \times 50\% = 1,056円/月$

○ 激変緩和措置

現行の負担割合の2分の1を上限額

利用者負担額（激変緩和措置）

30分利用 $350円 \times 1.5倍 = 525円/月$

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（組織）

第八条 地方社会福祉審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第九条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」と、前条第一項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年 3 月30日長野市条例第 3 号

改正

平成12年 9 月29日条例第49号

平成14年 3 月29日条例第12号

平成17年 3 月30日条例第10号

平成20年 3 月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年 9 月30日条例第31号

平成27年 3 月27日条例第10号

令和 2 年 3 月30日条例第 8 号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第 1 条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 7 条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第 1 項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第 6 項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第 4 条 審議会に副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招

集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年3月28日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日条例第8号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例（平成12年長野市条例第3号）第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和 2 年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	中 澤 和 彦	
こども未来部長	広 田 貴 代 美	
保健所長	小 林 良 清	
保健福祉部福祉政策課長	上 田 哲 夫	
保健福祉部生活支援課長	塚 田 昌 史	
保健福祉部高齢者活躍支援課長	依 田 元 一	
保健福祉部地域包括ケア推進課長	花 立 勝 広	
保健福祉部介護保険課長	横 山 暁	
保健福祉部障害福祉課長	竹 本 好 司	
こども未来部こども政策課長	池 田 彰	
こども未来部子育て支援課長	河 西 公 志	
こども未来部保育・幼稚園課長	島 田 み ち 代	
保健福祉部保健所総務課長	今 井 剛	
保健福祉部保健所健康課長	峯 村 賢	